

令和4年度 三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

●個別認定分(規則第7条第1項第1号関係)

◎赤字は年度途中修正箇所

事業者	施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間	
太平洋セメント株式会社	東京都文京区小石川一丁目1番1号	いなべ市藤原町東禅寺字出羽野1668ほか(3施設あり、うち2施設は焼却・焼成施設、1施設は分級施設)	燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず等、鉱さい、がれき類、ばいじん	焼却・焼成、分級「ばいじん(石炭灰集じんダストに限る。)」	R4.4.1～ R5.3.31
エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社	いなべ市北勢町瀬木松之下633番地	いなべ市北勢町瀬木松之下634番地	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ばいじん 引火性廃油、特定有害廃油(1,4-ジオキサンを含むものに限り、かつ、燃料化できるものに限る。)	混練	R4.4.1～ R5.3.31
エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社	いなべ市北勢町瀬木松之下633番地	いなべ市北勢町瀬木松之下633番地	廃酸、廃アルカリ 腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ	中和	R4.4.1～ R5.3.31
エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社	いなべ市北勢町瀬木松之下633番地	いなべ市北勢町瀬木松之下639番地、640番地、641番地	廃酸、廃アルカリ 引火性廃油、特定有害廃油(1,4-ジオキサンを含むものに限り、かつ、燃料化できるものに限る。)	混練	R4.4.1～ R5.3.31
エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社	いなべ市北勢町瀬木松之下633番地	いなべ市北勢町阿下喜字中川原3419番1	汚泥、廃油、廃プラスチック類、ばいじん	混練	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社瓢屋	愛知県名古屋市熱田区神宮三丁目10番10号	桑名市桑部1053-1、1013-6、1057-4	鉱さい	焼成	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社アイ・エヌ・ジー	桑名郡木曾岬町大字和泉279番地の1	①桑名郡木曾岬町大字和泉281-1 ②桑名郡木曾岬町大字和泉279-1、279-3、280-5	がれき類	選別	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社アイ・エヌ・ジー	桑名郡木曾岬町大字和泉279番地の1	①桑名郡木曾岬町大字和泉281-1 ②桑名郡木曾岬町大字和泉279-1、279-3、280-5	金属くず	選別	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社アイ・エヌ・ジー	桑名郡木曾岬町大字和泉279番地の1	桑名郡木曾岬町大字和泉269-1、270-2	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
有限会社勝川木材	三重郡菰野町大字杉谷2365番地の18	三重郡菰野町大字杉谷字黒石原2296番1(移動式としても使用)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
フルハシEPO株式会社	名古屋市中区金山一丁目14番18号	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田77番562	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社リーテック	三重郡菰野町大字宿野915番地	三重郡菰野町大字宿野字東川原955他	汚泥	分級・脱水、乾燥、混練	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社トクヤマ・チヨダジプサム	三重郡川越町大字高松928番地	三重郡川越町大字高松字八幡928番	紙くず、ガラスくず等(廃石膏ボードに限る。)	破碎・焼成	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社高野	四日市市桜町5475番地の1	四日市市桜町字西茅兀5472	金属くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社高野	四日市市桜町5475番地の1	四日市市桜町字東馬谷5469-6、5469-15、字富塚7346-1	繊維くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31

令和4年度 三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

●個別認定分(規則第7条第1項第1号関係)

◎赤字は年度途中修正箇所

事業者		施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間
株式会社高野	四日市市桜町5475番地の1	四日市市桜町字東馬谷5469-6、5469-15、字富塚7346-1	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社高野	四日市市桜町5475番地の1	四日市市桜町字西茅兀5472	紙くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
日本ウエスト東海株式会社	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田80番地1	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田80番1	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、木くず、ゴムくず	破碎・圧縮固化(RPF化施設)	R4.4.1～ R5.3.31
日本ウエスト東海株式会社	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田80番地1	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田80番1	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
朝日金属株式会社	名古屋市北区六が池町55番地	四日市市昌栄町2768-1他(破碎施設)、四日市市昌栄町2745(圧縮施設)	金属くず	破碎、圧縮	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社奥村産業	鈴鹿市椿一宮町1612番地	鈴鹿市大久保町字釘貫484番地9(移動式としても使用)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社奥村産業	鈴鹿市椿一宮町1612番地	鈴鹿市大久保町字釘貫484番地9	汚泥、木くず、動植物性残さ	発酵	R4.4.1～ R5.3.31
エコシスAZ株式会社	鈴鹿市石薬師町字蟹起2906番地の6	鈴鹿市上田町字火之坪192-14	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社佐藤商店	鈴鹿市大池三丁目10番10号	鈴鹿市大池三丁目1892番地 他2筆	金属くず	せん断	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社佐藤商店	鈴鹿市大池三丁目10番10号	鈴鹿市大池三丁目6番1号 鈴鹿市大池三丁目1850番	廃プラスチック類、金属くず	圧縮	R4.4.1～ R5.3.31
鈴鹿リサイクルセンター有限公司	鈴鹿市住吉町8440番地	鈴鹿市住吉町字宮西8440番	金属くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
鈴鹿リサイクルセンター有限公司	鈴鹿市住吉町8440番地	鈴鹿市住吉町字宮西8440番(移動式としても使用)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社カンセイ	鈴鹿市北玉垣町58番地の1	鈴鹿市津賀町字東条854番2	動植物性残さ(コーヒー豆、コーヒー豆皮、コーヒーかす、コーヒーの付帯物に限る。)	発酵	R4.11.1～ R5.3.31
株式会社吉野興産	津市戸木町焼野5416番地の1	津市戸木町字焼野5416番1	金属くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社吉野興産	津市戸木町焼野5416番地の1	津市戸木町字焼野5416番1 津市戸木町字焼野5416番1(移動式としても使用)	紙くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社吉野興産	津市戸木町焼野5416番地の1	津市戸木町字焼野5416番1 津市戸木町字焼野5416番1(移動式としても使用)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社芸濃	津市芸濃町椋本3905番地の1	津市芸濃町椋本字平林6218番1	鉱さい、汚泥(無機性汚泥に限る。)	混練	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社芸濃	津市芸濃町椋本3905番地の1	津市芸濃町椋本字平林3550番	鉱さい	破碎	R4.4.1～ R5.3.31

令和4年度 三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

●個別認定分(規則第7条第1項第1号関係)

◎赤字は年度途中修正箇所

事業者		施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間
株式会社中間TRC	津市一志町小山837番地の20	津市一志町小山字シャレ子837番18	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社中間TRC	津市一志町小山837番地の20	津市一志町小山字シャレ子837番18	金属くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社中間TRC	津市一志町小山837番地の20	津市一志町小山字シャレ子837番18	繊維くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社中間TRC	津市一志町小山837番地の20	津市一志町小山字シャレ子837番18	廃プラスチック類	破碎・圧縮固化	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社中間TRC	津市一志町小山837番地の20	津市一志町小山字シャレ子837番18	紙くず	破碎・圧縮固化	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社中間TRC	津市一志町小山837番地の20	津市一志町小山字シャレ子837番18	木くず	破碎・圧縮固化	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社中間TRC	津市一志町小山837番地の20	津市一志町小山字シャレ子837番18	繊維くず	破碎・圧縮固化	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社中間TRC	津市一志町小山837番地の20	津市一志町小山字シャレ子837番18	紙くず	選別	R4.4.1～ R5.3.31
仙人掌株式会社	津市中河原2040番地	津市森町字上大谷2352-1、2353	汚泥(無機性汚泥に限る。)	造粒固化	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社フィニティ	愛知県名古屋市中熱田区三番町4番28号	津市河芸町東千里字堤添961番	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社司	松阪市五主町1313番地	津市一志町其倉字岩ヶ谷170番1	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)	加熱固化	R4.4.1～ R5.3.31
有限会社大村建設	津市美杉町竹原387番地	①津市美杉町八手俣字脇ヶ野979番1 ②津市美杉町八手俣字脇ヶ野979番1(移動式としても使用) 2基 ③津市美杉町八手俣字脇ヶ野979番1の一部(移動式としても使用)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社伊勢組	津市半田403番地の3	三重県津市雲出本郷町字三ノ割1902-20、1902-21	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社ジャパンメディカルサポートシステムズ	松阪市小野江町888番地	松阪市小野江町字大坂坊888番	廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社世古口建設南勢処分場	伊勢市勢田町612番地7	多気郡明和町大字山大淀字瀬山145-1、145-2	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社エミュー 株式会社TK-Green	多気郡多気町色太1128番地1	多気郡多気町色太字深谷1128番1、1129番2(移動式としても使用)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31

令和4年度 三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

●個別認定分(規則第7条第1項第1号関係)

◎赤字は年度途中修正箇所

事業者		施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間
三光運輸株式会社	松阪市飯南町横野字殿垣内195番地	松阪市飯高町赤桶1714番(移動式としても使用)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社山本建材	志摩市阿児町立神3412番地	志摩市阿児町立神字石淵3406番(移動式としても使用。)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社山本建材	志摩市阿児町立神3412番地	志摩市阿児町立神字石淵3412-1(移動式としても使用。)	金属くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社山本建材	志摩市阿児町立神3412番地	志摩市阿児町立神字河原496-5(移動式としても使用。)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社山本建材	志摩市阿児町立神3412番地	志摩市阿児町立神字石淵3412-1	廃プラスチック類、紙くず	破碎・圧縮固化(RPF化)	R4.4.1～ R5.3.31
有限会社出馬重機	志摩市阿児町甲賀4541番地1	志摩市阿児町鶴方字神杣2682-77(移動式としても使用。)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
梅田建設有限会社	伊勢市前山町999番地	伊勢市前山町997、998-8	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
梅田建設有限会社	伊勢市前山町999番地	伊勢市佐八町字才目谷1113-3	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社ヤマゼン	伊賀市治田字枵ノ木2441番地の1	伊賀市治田字枵ノ木2441-5、2441-9、2441-11	廃プラスチック類、紙くず	圧縮固化	R4.4.1～ R5.3.31
近畿環境サービス株式会社	大阪府大阪市西淀川区歌島二丁目1番12号	名張市上比奈知字松尾2620-5,2620-8,2631-1,2637-1,2638-1,2638-2,2639-1,2640,2641,2642,2665-1,2683-1	汚泥、廃酸、動植物性残さ	発酵(堆肥化)	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社エム・シー・エス	名張市蔵持町原出523番地	伊賀市島ヶ原 8801番地の8	汚泥、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、木くず	発酵(堆肥化)	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社クリンアース・ジャパン	伊賀市西高倉6341番地	伊賀市西高倉 6341番地	汚泥、廃酸(廃牛乳に限る。)、廃油、動植物性残さ	石灰処理による肥料化	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-1、5024-2、5024-3	動植物性残さ	発酵(メタン発酵)	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-2、5024-3、5024-4、5024-5	動植物性残さ	発酵(堆肥化)	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-2、5024-3、5024-4、5024-5	木くず	発酵(堆肥化)	R4.7.21～ R5.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市下阿波3762-1(2施設あり、移動式としても使用)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31

令和4年度 三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

●個別認定分(規則第7条第1項第1号関係)

◎赤字は年度途中修正箇所

事業者		施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-5	汚泥(建設汚泥及び浄水汚泥に限る。)	混練	R4.4.1～R5.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-1、5024-5	ばいじん(製紙汚泥を焼却することにより生ずるものに限る。)、ガラスくず等	混練	R4.4.1～R5.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-5	ばいじん(製紙汚泥を焼却することにより生ずるものに限る。)	混練(混練造粒)	R4.4.1～R5.3.31
株式会社大栄工業	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市真泥字東山5024-4、5024-5、5024-6、5024-7	鋳さい(鉄鋼スラグに限る。)	破碎	R4.4.1～R5.3.31
村田工務店株式会社	伊賀市千戸1555番地の3	伊賀市西之澤1384番9	動植物性残さ	堆肥化	R4.4.1～R5.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字鉢屋4631-1、4701-1、4701-10、4704-1、4606、4706、4713-1、4704-2、4700-1、4711-1、4702-3、4711、4621、4631-3	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(無機性汚泥に限る。水銀含有ばいじん等を含む。) 特定有害燃え殻、特定有害ばいじん、特定有害汚泥	焼成(焙焼)	R4.4.1～R5.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字鉢屋4713-1、10611-1、10611-2、10613-1、10614-1、10616-1、10616-3、10617-1、10618-1、10621-1、10624-1、10625、10626-1	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む。) 特定有害燃え殻、特定有害ばいじん、特定有害汚泥	焼成(焙焼)	R4.4.1～R5.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市治田字北福沢3604-5、3604-7	汚泥、動植物性残さ	発酵(肥料化)	R4.4.1～R5.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字鉢屋4853-14、4853-15	汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿	乾燥(肥料化)	R4.4.1～R5.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字高塚3442-1、3442-2、3442-6、3442-22、10214-26、10214-27、10215-1、10215-2	木くず	破碎	R4.4.1～R5.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字鉢屋4713-1、10611-1、10611-2、10613-1、10614-1、10616-1、10616-3、10617-1、10618-1、10621-1、10624-1、10625、10626-1	汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿	乾燥(肥料化)	R4.4.1～R5.3.31
三重中央開発株式会社	伊賀市予野字鉢屋4713番地	伊賀市予野字鉢屋4713-1、10611-1、10611-2、10613-1、10614-1、10616-1、10616-3、10617-1、10618-1、10621-1、10624-1、10625、10626-1	汚泥	炭化(肥料化)	R4.4.1～R5.3.31
ケイミュー株式会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号	伊賀市三田字東大町410番1	ばいじん、燃え殻	破碎・混練	R4.4.1～R5.3.31

令和4年度 三重県産業廃棄物税条例に係る再生施設認定一覧

※1 産業廃棄物の種類について2段表記されている箇所の上段は「産業廃棄物」、下段は「特別管理産業廃棄物」を示している。

注1 全事業者石綿含有産業廃棄物を除く。

注2 全事業者水銀使用製品産業廃棄物を除く。

注3 一部の事業者を除き水銀含有ばいじん等を除く。(水銀含有ばいじん等を含む事業者は廃棄物の種類に記載)

※2 処分の方法について、「破碎、圧縮」等の「、」は「または」の意味。また、「焼却・焼成」等の「・」は「かつ」の意味。

●個別認定分(規則第7条第1項第1号関係)

◎赤字は年度途中修正箇所

事業者		施設の所在地	産業廃棄物の種類※1	処分の方法 ※2	認定の期間
ケイミュー株式会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号	伊賀市三田字東大町 410番1	ばいじん	混練	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社イガ再資源	伊賀市西之澤1384番地の6	伊賀市西之澤字薄木谷1486-6	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ	混合・発酵(飼料化)	R4.4.1～ R5.3.31
山一建設株式会社	伊賀市西明寺字中川原485番地2	伊賀市千戸字里ノ垣内 637	汚泥	混練	R4.4.1～ R5.3.31
伊賀ふるさと農業協同組合	伊賀市平野西町1番1	大山田堆肥センター:伊賀市炊村中野口2801、2799、2808 伊賀堆肥センター:伊賀市中柘植字柘狭2008、2009、2010	家畜ふん尿	発酵	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社伊賀林業	伊賀市大内514番地の1	伊賀市大内 514番1 (移動式としても使用)	木くず	破碎	R4.4.1～ R5.3.31
株式会社M.D.O.	北牟婁郡紀北町上里45番地2	北牟婁郡紀北町河内753番3(移動式としても使用)	木くず(解体木くずを除く。)	破碎	R4.4.1～ R5.3.31